

広域振興局長

提出者 二葉運送株式会社

住所 〒028-3601 岩手県紫波郡矢巾町高田14-1-1

氏名 代表取締役 藤原 修一

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

## 地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

## 1. 事業者に関する事項

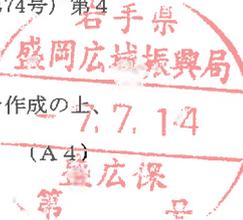
主たる工場又は事業場の名称	二葉運送株式会社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県紫波郡矢巾町高田14-1-1	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	1,176 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	106 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

## 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
紫波DC営業所	〒028-3308紫波町平沢字幅28-1	48 kℓ
本社営業所	〒028-3601矢巾町高田14-1-1	1,128 kℓ
		kℓ

備考1 \*印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	( )年度						E-B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)		kL			kL			
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油		kL			kL			
軽油		kL			kL			
A重油		kL			kL			
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
石油ガス								
液化石油ガス(LPG)		t			t			
石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
液化天然ガス(LNG)		t			t			
その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
石炭								
輸入原料炭		t			t			
原料炭		t			t			
吹込用原料炭		t			t			
一般炭		t			t			
輸入一般炭		t			t			
国産一般炭		t			t			
輸入無煙炭		t			t			
石炭コークス		t			t			
コールタール		t			t			
コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
高炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
発電用高炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
転炉ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
都市ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
その他の燃料								
( )								
( )								
黒液		t			t			
木材		t			t			
木質炭材		t			t			
バイオエタノール		kL			kL			
バイオディーゼル		kL			kL			
バイオガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
その他バイオマス		t			t			
RDF		t			GJ/t			
RPF		t			GJ/t			
廃タイヤ		t			GJ/t			
廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
廃油		kL			GJ/kL			
廃棄物ガス		千m <sup>3</sup>			千m <sup>3</sup>			
混合炭材		t			t			
水素		t			t			
アンモニア		t			t			
その他燃料( )								
小計①								
産業用蒸気		GJ			GJ			
産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
温水		GJ			GJ			
冷水		GJ			GJ			
地熱		GJ			GJ			
温泉熱		GJ			GJ			
太陽熱		GJ			GJ			
雪氷熱		GJ			GJ			
小計②								
電気事業者①		千kWh			千kWh			
電気事業者②(※複数契約している場合使用)		千kWh			千kWh			
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh			
自家発電								
太陽光		千kWh			千kWh			
水力		千kWh			千kWh			
風力		千kWh			千kWh			
その他		千kWh			千kWh			
小計③								
合計 ④=①+②+③								

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量		kL
--------------	--	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 上記以外の二酸化炭素
メタンの排出量	t-CO <sub>2</sub>
一酸化二窒素の排出量	t-CO <sub>2</sub>
六フッ化硫黄の排出量	t-CO <sub>2</sub>
三フッ化窒素の排出量	t-CO <sub>2</sub>
合計	t-CO <sub>2</sub>

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。  
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。  
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

【具体的な取組】

○省エネルギー

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

○自動車利用抑制

○輸送の合理化

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

(3) 計画の達成度の把握方法

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 ( 年度)

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	6 ( 6 )	2,971 ℓ	2.29 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	6,804 kg-CO <sub>2</sub>
軽油	100 ( 0 )	1,173,500 ℓ	2.62 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	3,073,944 kg-CO <sub>2</sub>
LPG	( )	kg	2.99 kg-CO <sub>2</sub> /kg	kg-CO <sub>2</sub>
電気	( )	kWh	0.402 kg-CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>
その他	( )		kg-CO <sub>2</sub> /( )	kg-CO <sub>2</sub>
合計	106 ( 6 )			3,080,748 kg-CO <sub>2</sub>

備考1 保有台数欄の ( ) には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

燃料使用量は令和9年度(2028年度)までに2%削減目標とする(社会的に大きな変動があった場合を除く)

【具体的な取組】

○エコドライブ

- ・新車にはアイドリングストップ付車両の導入
- ・全車両へ動態管理型デジタコを装着、アイドリングストップの監視・指導を行う(健康を害する環境の場合を除く)
- ・省燃費講習会への参加によるドライバーの意識向上

○輸送の合理化

- ・複数荷主の商品を同一のお届け先に配送する「共同物流」を更に推進する
- ・配送量に合わせた車格の車両での配送計画の実施(AI配車の実施)

○電動車

- ・ガソリン車は全社ハイブリット化
- ・軽油使用車(貨物車)は現状では未定(電動車の導入は現状未定)

○自動車利用抑制

- ・会議のオンライン化により集合会議の削減
- ・遠方出張に際の公共交通機関の利用

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

貨物車(軽油使用車両)の劇的な削減は現状では、電動化しかない。しかし、価格が従来車の3倍以上で、冬季間は1回の充電で100kmも走らないという現状から、導入に踏み切ることが難しい。新しい技術による貨物車が開発されない限り大きな削減は見込めない(貨物車のハイブリットは現在生産されていない→電動化により生産中止された)